

～通勤手当の非課税限度額の引き上げ～

H26.10.20 施行

自動車等の交通用具を使用している従業員に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられましたので、貴社にて給与計算をご担当されている方はご注意ください。

H26.4.1 以降に支払われるべき通勤手当に適用されます。

4～10月のすでに支払われた通勤手当について精算が必要な場合は、本年の年末調整で精算することになります。詳しい方法については、[国税庁ホームページ](#)に載っていますのでご覧ください。

年末調整 Q&A もしこのようなご質問を従業員様から受けたら・・・

Q、「妻は退職後求職者給付を受給していますが、配偶者控除の対象になるかどうかを判定する際、合計所得金額にこの給付金額を含めるのでしょうか??」

A、雇用保険法の求職者給付は非課税ですので、控除対象配偶者に該当するかどうかを判定する時に所得金額に含める必要はありません。その旨を従業員様へお伝えください。

その他、[育児休業給付金や健康保険の傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金](#)も非課税です。

上記のことからも、育児休業中で育児休業給付金を受給している従業員様のうち、今年中の給与収入が103万円以下の方（他の雑所得等ないものとして）なら、旦那様の会社にて控除対象配偶者として申告することができるということになります。

年末調整からいきなり話は飛んでしましますが、健康保険の被扶養者の判定をする際の130万円未満要件というのがございますね。この130万円の要件を判定する際には、雇用保険の求職者給付・育児休業給付金、健康保険の傷病手当金・出産手当金、公的年金を含めますので混同しないようにしなければいけません。

参考：国税庁ホームページ、日本年金機構ホームページ

11 月の予定

労務 11/1～11/30 10月分の社会保険料の納付

税務 11/1～11/10 10月分の源泉所得税額・
特別徴収住民税額の納付

冬季賞与額の算定、年末調整書類の社内配布・
回収など、12月に向けての事務をすすめていきましょう!!



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

記事担当：菊地